

千葉県犯罪被害者等支援推進計画（概要）

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨：犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定。
- 計画の位置づけ：条例第8条に基づく計画であり、上位計画である千葉県総合計画の下、県の関係する計画との連携・整合性を図る。
- 計画期間：令和4年度～令和8年度（5か年）
- 計画の推進・評価・公表（条例第22条）：庁内・関係機関と連携・協力して施策を推進し、毎年度実施状況を公表
- 計画の見直し（条例第24条）：必要に応じて見直す

第2章 県内における犯罪発生状況等

- 犯罪の発生状況：刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少している。
- 相談状況：県警や民間支援団体における相談件数は年ごとに差はあるものの増加傾向にある。
- 犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識：犯罪被害者等支援自体に対する認知度が全県的に低い。

第3章 基本的な考え方

【目指す姿】 社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

- 【基本方針】
- 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。
 - 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。
 - 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。
 - 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者の理解を深めること。

【本計画における重点課題・取組】

重点課題	重点的な取組
①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施	①犯罪被害者等に対する支援の充実及び犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化
②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施	②市町村に対する情報提供等の支援の充実
③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施	③犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策
④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施	④緊急支援体制の整備
⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施	⑤性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化
⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施	⑥SNS等のツールを使った新たな広報啓発の検討

第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

方向性①

犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

〔3つの施策の柱〕

1 支援推進体制の整備と充実

〔8つの基本的な施策〕

(1)総合的な支援体制の整備
(条例第9条)

(2)市町村に対する支援
(条例第10条)

(3)民間支援団体に対する支援
(条例第11条)

(4)人材の育成
(条例第12条)

〔17の主な施策〕

①県内部における推進・連携体制
②外部機関との連携体制
③性犯罪等被害者に対する支援体制

①市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援

①民間支援団体に対する支援の充実

①犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成
②犯罪被害者等支援に従事する人材の受傷対策

①相談体制の充実
②情報提供の充実

①経済的負担の軽減 (条例第18条)
②日常生活の支援 (条例第15条)
③居住の安定 (条例第16条)
④雇用の安定 (条例第17条)
⑤損害賠償請求に関する支援 (条例第19条)

①保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (条例第20条)
②安全の確保 (条例第13条)

〔具体的な取組〕

【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実 等

【重点】緊急支援体制の整備 等

【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実 等

【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援 等

【重点】民間支援団体における人材の確保・育成 等

県職員・市町村職員向け研修会の実施 等
【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援 等

総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化 等

○【重点】新たな経済的支援の実施
○【重点】弁護士による法律相談の実施
○犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知 等

○公費負担制度による支援
○【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援 等

2 犯罪被害者等に対する支援の充実

(1)相談・情報の提供
(条例第14条)

(2)損害回復・経済的支援等

(3)精神的・身体的被害の回復、防止

3 県民・事業者の理解促進への取組
(条例第21条)

(1)県民・事業者に対する広報・啓発

①県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施

○【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施
(新たな広報啓発の検討含む)
○【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知 等

方向性②
で犯罪被害者等を支える意識の醸成
社会全体